

安全なご滞在のために

非常時に際してのご注意

当ホテルでは、常に地方自治体当局との密接な協力体制を取り、お客様の安全を図っております。

全客室及び当ホテル内のパブリックスペースには火災探知機を備えているとともに、従業員は万が一の火災や地震に備えて訓練を受けております。非常時にはお客様の安全のため、お客様のご協力が不可欠となります。お部屋に入られましたら、予め客室のドア内側にございます説明をよくお読みいただき、非常口までの順路をご確認ください。少なくとも 2 カ所の非常口をご確認ください。

火災を発見された場合は、火災場所をゲストサービスへお知らせください。

ホテル内での火災が発生した場合、火災報知器が鳴り、火災の発生をお知らせいたします。ホテルの非常用アナウンス及び次の注意事項に従って行動してください。

1. まず、気を落ち着かせてください。
2. 必ずご自分のお部屋のカードキーをお持ちになりドアを閉めて避難してください。
3. 緑色で「非常口」と表記されているところから非常階段に出て、誘導員の指示に従い避難してください。その際は走らないでください。また、エレベーターは絶対にご使用にならないでください。電気系統が切れても非常用ライトが点灯いたします。
4. 煙に包まれたら、できるだけ低い姿勢で、いちばん近い非常口からお出になるか、係員の誘導に従ってください。
5. お荷物を取るために、お部屋へ戻らないでください。

地震が発生した場合、小さい地震であれば通常ホテルの館内放送はいたしません。万が一、大きな地震が発生した場合に備えて、次の注意事項をお読みください。

1. 電気具類の電源をお切りください。
2. 落下物を避けるため、机の下などにもぐり頭を保護してください。

3. ガラスなどが割れることがありますので窓から離れてください。
4. お部屋のドアを開け、逃げ道を確保してください。
5. ホテルの館内放送を注意深く聞き、それに従って行動してください。
6. エレベーターは使わないでください。

宿泊約款

【適用範囲】

第 1 条

1. 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲での特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

【宿泊契約の申し込み】

第 2 条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第 1 の基本宿泊料金による）
 - (4) a. 申込者名およびその連絡先
b. 宿泊料金の支払い者名及びその連絡先
 - (5) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

【宿泊契約の成立等】

第 3 条

1. 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第 2 条の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

【申込金を要しないこととする特約】

第 4 条

1. 前条第 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

【宿泊契約締結の拒否】

第 5 条

1. 当ホテルは次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室により客室に余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。

(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(7) 宿泊しようとする者が、泥酔等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められたとき。或いは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8) 宿泊しようとする者が暴力団の関係者であるとき。

【宿泊客の契約解除権】

第 6 条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当ホテルは宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第 3 条 2 項規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客は宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第 2 に掲げるところにより違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第 4 条 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後 6 時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【当ホテルの契約解除権】

第 7 条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められたとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(5) 宿泊客が暴力団関係者であると認められたとき。

(6) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

(7) 宿泊客が次条の規定する登録・呈示等を行わないとき。

2. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 6 時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

【宿泊の登録】

第 8 条

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのレセプションにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他、当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等、通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、予め前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

3. 外国人にあっては、本人確認のための旅券を呈示していただきます。

【客室の使用時間】

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日正午までとします。但し、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあり

ます。この場合には次にあげる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、客室料金の 30%
- (2) 超過 6 時間までは、客室料金の半額
- (3) 超過 6 時間以上は、客室料金の全額

【利用規則の厳守】

第 10 条

1. 宿泊客は、当ホテル内において、当ホテルが定めて館内に提示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

第 11 条

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の表示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。

- (1) フロントサービス（ベルデスク） 24 時間
- (2) 外貨両替サービス 24 時間
- (3) コンシェルジュサービス 24 時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがございます。その場合には適切な方法をもってお知らせいたします。

【料金の支払い】

第 12 条

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行者用小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求したとき、レ

セプションにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

第 13 条

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関からホテルの営業許可を受領しておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

第 14 条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

【寄託物等の取扱い】

第 15 条

1. 宿泊客がレセプションに預けた物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。但し、現金及び貴重品については当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 30 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテルにお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってレセプションにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失による滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。但し、宿泊客から予め種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、30 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

第 16 条

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊者がレセプションにおいてチェックインする際にお渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項規定に準じるものとします。

【駐車責任】

第 17 条

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両管理責任まで負うものではありません。

【宿泊責任】

第 18 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項、第12条第1項参照）

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

内 訳	清 算
宿泊客が支払うべき総額 宿泊料金	—
1.基本料金（室料）	—
2.サービス料	1 × 13%
3.消費税	(1+2) × 10%
4.飲食料及びその他の利用料金	—

別表第2

違約金（第6条第2項参照）

ご予約のお取消し日	ご予約いただいたお部屋数		
	個人 1日9部屋以下	グループ 1日10部屋以上または 述べ30泊以上	グループ 1日30部屋以 上
不泊	100%	100%	100%
当日	100%	100%	100%
2日前	100%	100%	100%
10日前	—	50%	50%
20日前	—	10%	20%
30日前	—	—	10%

別表第2に関する補足

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず1日分（初日）の違約金を収受します。
3. 当ホテルの定めた特定日に関しましては、別途お取消料が発生する場合もございます。
4. お取消料は、ご予約いただいている延べ部屋数が対象となります。
5. お取消料は、グループ全体の取り消しではなく、部分的な取り消しや減室の場合にも適用されます。
6. グループのお取消条件は、時期、規模により変更させていただく場合がございます。

利用規則

ハイアット リージェンシー 京都では、お客様に安全かつ快適にご利用いただくため、宿泊約款第 10 条に基づき次のとおり利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

本規則をお守りいただけないときは、やむを得ず宿泊約款第 7 条第 1 項によりご宿泊並びにホテル内施設のご利用をお断り申し上げ、且つ当ホテルが被った損害をご負担いただく場合もございますので、特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

1.客室ご利用について

- (1) 客室よりの避難経路図は、客室入口ドアの裏側に掲示してありますのでご確認ください。
- (2) ご在室中や特にご就寝の際には、必ず内鍵とドアガードをお掛けください。
- (3) ドアがロックされたときは、ドアガードを掛けたままドアを開けるか、ドアスコープでご確認ください。また、不審者の来訪に際しては不用意に開扉をなさらず、デューティーマネージャーにご連絡ください。
- (4) 火災になりやすい場所（特にベッド）での喫煙はご遠慮ください。
- (5) その他火災の原因となる行為はご遠慮ください。
- (6) 客室内では暖房用、炊事用などの火器等火災の原因となりやすいものをご使用にならないでください。
- (7) ホテルの許可なく客室を営業行為或いは集会行為（展示会、パーティーその他）のために使用する等、ご宿泊以外の目的でのご利用はご遠慮ください。
- (8) ホテルの許可なく客室内の備品を移動したり、また客室内に造作を施し、あるいは改造する等、現状の著しい変更はご遠慮ください。
- (9) ホテルの外観を損なうようなものを窓側に置かないでください。
- (10) 午後 10 時以降のご訪問客とのご面会はロビーでお願いいたします。

(11) 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りします。

2.お部屋の鍵について

(1) ご滞在中お部屋からお出掛けの際は、客室のカードキーを必ずお持ちになり施錠をご確認ください。(当ホテルは自動施錠になっております。)

(2) ホテル内のレストラン・バー等をご署名によってご利用になる場合はカードキーをご提示ください。

3.お支払い等について

(1) お会計はご出発の際にレセプションにてお願いいたします。なお、ご滞在中でも都合により会計をお願いする場合がありますのでその都度お支払いください。

(2) ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、予めご了承ください。

(3) お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、荷物送料等の立替は状況によりお断りさせていただくことがあります。

(4) 客室内の電話をご利用の際は、施設利用料が加算されますのでご了承ください。

(5) 法定の税金の他、サービス料として 13%を加算させていただいておりますので、お心付け等はご辞退申し上げます。

(6) 旅行者用小切手以外の小切手によるお支払い及び両替はお断りいたします。

(7) ご予定のご宿泊日数を変更される場合は、予めレセプションにご連絡ください。ご延長の場合は、それまでの宿泊日数分のお支払いをお願いいたします。

4.貴重品、お預かり品について

(1) ご滞在中の現金、有価証券、その他貴重品の保管については、レセプションに備え付けのセーフティーボックス（無料）をご利用ください。ご利用にならないで、万が一紛失、盗難等が発生した場合、当ホテルではその責任を負いかねますのでご了承ください。なお、美術品、骨董品等の品物はお預かりいたしかねます。

(2) ホテル内での遺失物の処理は、一定期間ホテルが保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

(3) クローク、ストアールームでのお預かりものは、所定の期間を経過しても連絡がない場合、次の期間を限度とし、お引き取りの意思がないものとして処理させていただきます。

- 1) クロークにてお預かり 90 日間
- 2) ストアールームにてお預かり 90 日間

5.ホテル内では他のお客様のご迷惑になる下記の持込み、又は行為はご遠慮ください

- (1) 動物、鳥等のペット（但し、介助犬等は除く）
- (2) 火薬、揮発油、その他の発火、又は引火性の物
- (3) 悪臭及び強い臭いを発する物
- (4) 法により所持を禁じられている鉄砲、刀剣、覚醒剤、麻薬の類
- (5) ホテル外から飲食物を持ち込む等
- (6) 賭博や風紀を乱すような行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
- (7) 浴衣、バスローブ、スリッパ等でパブリックエリアに出ること
- (8) 広告宣伝物の配布、物品の販売、勧誘等
- (9) ホテルの許可なくホテル内で写真撮影をすること及びホテル内で撮影した写真を営業上の目的で使用する事
- (10) 緊急事態、或いはやむを得ない事情を除き、非常階段、屋上、機械室など、お客様用以外の施設に立ち入ること
- (11) 未成年者だけでの宿泊は保護者の許可がない限りお断りいたします。

6.暴力団及び暴力団員、並びに公共の秩序に反する恐れがある場合について

(1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 4 年 3 月 1 日施行) による指定暴力団及び指定暴力団員等の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、或いはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断わりいたします。)

(2) 反社会的団体及び反社会的団体員(暴力団及び過激行動団体など並びにその構成員)の当ホテル利用はご遠慮いただきます。(ご予約後、或いはご利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断わりいたします。)

(3) 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求及びこれに類する行為が認められる場合、直ちに当ホテルのご利用をご遠慮いただきます。また、過去に同様の行為をされた方についても当ホテルのご利用をご遠慮いただきます。

(4) 当ホテルを利用する方が心身耗弱、薬品等による自己喪失など、ご自身の安全確保が困難であったり、他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちにご利用をお断りいたします。

(5) その他、上記各事項に類する行為の認められた場合は、ご利用をお断りいたします。

7. 不可抗力以外の事由により建造物、備品、その他の物品を損傷、汚染又は紛失させた場合には、相当額を弁償していただくことがあります。

プライバシーポリシー

ハイアット リージェンシー 京都は事業を運営していく上で、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底を図ることが最大の責務と考え、お客様への安心・信頼感を提供するために、お客様向けグローバルプライバシーポリシー (privacy.hyatt.com) に従い、全従業員に周知徹底を図り、個人情報の保護に努めます。